

監事	監事
	

令和 4 年 度

事 業 報 告 書

第 4 6 期

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

社 会 福 祉 法 人 東 京 愛 隣 会

第 4 6 期 事 業 報 告 書

目 次

令和4年度における主な報告事項	… 1
【法人本部】	… 4
1. 役員・評議員名簿	… 5
2. 理事会議事録	
定時理事会	… 6
第2回理事会	… 11
第3回理事会	… 20
第4回理事会	… 24
第5回理事会	… 27
3. 評議員会議事録	
定時評議員会	… 32
第2回評議員会	… 36
第3回評議員会	… 44
第4回評議員会	… 49
第5回評議員会	… 57
4. 監事監査報告書	… 62
【鹿沼愛隣福祉センター】	
1. 施設共通	… 65
2. 社会福祉事業	
生活介護事業「しおん」	… 72
労継続支援事業（B型）「ひかり」	… 76
特定相談支援事業「えすこーと」	… 83
共同生活援助	… 86
3. 公益事業	
日中一時支援事業「あゆみ」	… 87
【利用者自治会】	… 88

令和4年度における主な報告事項

1. 法人本部

6月に行われた定時評議員会において、昨年度に承認されたグループホームの建設に関する社会福祉充実計画の変更が承認され、事業開始予定が令和5年度当初から令和6年度当初に繰り延べられた。

例年では6月、11月、3月に計3回ずつ開催される理事会及び評議員会が、令和4年度はそれぞれ5回ずつ開催された。9月の第2回理事会・評議員会は、社会福祉充実計画における社会福祉充実残高に訂正があったためであり、12月の第4回理事会・評議員会は、グループホーム建築用地の購入に関し承認を得るために、それぞれ開催された。

本部の主たる収入である寄付金収入は、新型コロナウイルス蔓延前までは例年30万円以上を維持してきたが、令和元年度から減少に転じ、令和2年度からは10万円を割り込むようになり、令和4年度は6万3千円に留まった。

2. 生活介護「しおん」・就労継続支援B型「ひかり」

両事業とも利用者定員各40名のところ、契約者数は生活介護45名、就労継続Bは49名。職員数は、生活介護17名、就労継続B20名。

4月と12月に新館で新型コロナウイルスの陽性者が相次いで発生し、4月にはクラスターと認定され、利用者様の受入を停止した。感染予防のための欠席も多数に上り、特に生活介護への影響は大きく、4月と12月は他の月に比較して2/3程度の収入となり、大幅な減収につながった。

施設内感染防止対策として、送迎を生活介護と就労継続Bにてそれぞれ別個に行う方法に変更され、運転手の人手が多く必要になった。

就労継続Bの就労支援事業収入について、下請事業・弁当事業・給食事業で、いずれも100万円を超える増収となった。弁当事業については5月から販売単価を500円から550円に、給食事業についても、5月から利用者負担金を1食300円から350円にそれぞれ変更したため、弁当販売数及び給食の喫食数は、ほぼ横ばいであった。

就労継続Bの利用者工賃は、4年連続で平均工賃月額30,000円以上を達成した。

送迎車両は、新たに10名乗りの日産キャラバン3台（うち1台は車いすリフト車）を購入し、老朽化した車いすリフト車1台を廃車とした。作業用トラックを含め、施設で所有する車両は計17台となった。

(1) 自立支援給付費	前年度	今年度	増減
(生) 介護給付費	10,101万円	9,606万円	495万円減
(B) 訓練等給付費	8,564万円	8,388万円	176万円減

(2) 各事業における就労支援事業(利用者様の行う作業)収入について

①生活介護	前年度	今年度	増減
下請事業	85万円	88万円	3万円増
リサイクル事業	13万円	13万円	—
自動販売機事業	46万円	47万円	1万円増
計	143万円	149万円	5万円増
②就労継続B	前年度	今年度	増減
下請事業	994万円	1,138万円	144万円増
清掃事業	135万円	133万円	1万円減
弁当事業	1,958万円	2,128万円	171万円増
給食事業	1,158万円	1,317万円	158万円増
計	4,246万円	4,718万円	471万円増

(3) 利用者工賃	前年度	今年度	増減
生活介護	101万円	101万円	—
就労継続B	1,591万円	1,663万円	72万円増

(4) 主たる物価上昇の影響について

	前年度	今年度	増減
給食材料費	458万円	508万円	50万円増
電気代	328万円	436万円	108万円増
ガス代	87万円	101万円	14万円増
送迎車両 ガソリン代	356万円	444万円	88万円増
弁当材料費	965万円	1,087万円	122万円増

3. 就労定着支援

利用者数は1名。職員は、利用者様を当施設在籍時から知る正職員1名(坪子正和)が、就労継続Bと兼務で配置されている。

	前年度	今年度	増減
訓練等給付費	20万円	20万円	—

4. 特定相談支援「えすこーと」

事業の主たる収入である計画相談支援給付費は、これまで年々増加し続け、前年度初めて

400万円を超え、一気に491万円に達したが、令和4年度は一転大幅な減収となった。

令和4年度は、4月に専任の相談支援専門員1名を増員したものの、健康上の理由で9月に退職となった。代わって、相談支援従事者初任者研修の受講が完了した渋谷立也職員が、年度途中から就労継続Bとの兼務となった。令和5年度からは専任の相談支援専門員となり、従来からの稲尾富子職員とともに専任2名＋兼任1名（就労継続B・濱貴司職員）体制となる。

	前年度	今年度	増減
計画相談支援給付費	491万円	360万円	131万円減

5. 共同生活援助

令和元年度以来の課題となっていたグループホーム用地について、新館西側の土地を購入するに至った。

令和2年 3月 5日 建築設計・管理業務委託契約

渡辺有規建築企画事務所 314万6千円

令和5年 2月22日 土地売買契約

売主：高木義枝氏

住所：鹿沼市茂呂2514-40・2514-41

面積：1,862㎡（563坪）

価格：2,423万円（坪単価4.3万円）

令和5年 3月28日 所有権移転

6. 公益事業 日中一時支援「あゆみ」

利用定員15名のところ、契約者数は32名。専任職員3名の他、生活介護・就労継続Bともに複数の職員が兼任にて支援にあたっている。

4月に発生した新型コロナウイルスのクラスターでは、利用者様の受入が停止となり、月間の収入が他の月の半分程度にまで減少した。また、12月にも新型コロナウイルスの感染者が増加し、2/3程度にまで減少した。

施設内における感染症の感染防止のため、生活介護と就労継続Bにおいて、それぞれ個別に日中一時支援を行うこととした。それにより、就労継続Bでの土曜日における開設日では、新型コロナウイルスの感染が落ち着いた年度末には、外出する機会も増えた。

	前年度	今年度	増減
受託事業収入	1,196万円	1,248万円	52万円増

7. 収益事業 太陽光発電屋根貸し事業

	前年度	今年度	増減
収益事業収入	15万円	15万円	—

令和4年度 社会福祉法人東京愛隣会 本部事業報告

法人理念 「自分を愛するように あなたの隣人を愛しなさい」

1. 役員・評議員名簿

次項参照

2. 理事会（開催場所：鹿沼愛隣福祉センター）

- 令和4年度 定時理事会 : 令和4年 6月 7日 (火)
- 令和4年度 第2回理事会 : 令和4年 9月 5日 (月) (書面決議)
- 令和4年度 第3回理事会 : 令和4年11月 8日 (火)
- 令和4年度 第4回理事会 : 令和4年12月 1日 (木)
- 令和4年度 第5回理事会 : 令和5年 3月14日 (火)

3. 評議員会（開催場所：鹿沼愛隣福祉センター）

- 令和4年度定時評議員会 : 令和4年 6月22日 (水)
- 令和4年度第2回評議員会 : 令和4年 9月15日 (木) (書面決議)
- 令和4年度第3回評議員会 : 令和4年11月17日 (木)
- 令和4年度第4回評議員会 : 令和4年12月13日 (火) (書面決議)
- 令和4年度第5回評議員会 : 令和5年 3月22日 (水)

4. 監事監査（開催場所：鹿沼愛隣福祉センター）

監事：佐藤博・廣田伊志子

- 令和4年度第1回監事監査 : 令和4年 5月27日 (金)
- 令和4年度第2回監事監査 : 令和4年10月28日 (金)
- 令和4年度第3回監事監査 : 令和5年 3月 6日 (月)

社会福祉法人東京愛隣会役員・評議員名簿

令和5年6月1日

役職	氏名	任期	職業	親族等特殊関係者の有無	他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	理事・監事の区分別該当要件	前年度理事会・評議員会への出席状況
理事	高崎 道子	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	歯科医院院長	無	無	社会福祉事業の経営に 関する識見を有する者	理事会: 4 評議員会: 3
理事	岩出 ヤス子	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	有限会社代表取締役	有	無	事業区域における福祉に 関する実情に通じている 者	理事会: 4
理事	仁平 学	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	鹿沼愛隣福祉センター 生活介護事業主任	無	無	事業区域における福祉に 関する実情に通じている 者	理事会: 3
理事	濱 貴司	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	鹿沼愛隣福祉センター 就労継続事業(B)主任	無	無	事業区域における福祉に 関する実情に通じている 者	理事会: 4
理事	福尾 富子	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	鹿沼愛隣福祉センター 相談支援事業主任	無	無	事業区域における福祉に 関する実情に通じている 者	理事会: 3
理事	岩出 憲	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	鹿沼愛隣福祉センター 施設長	有	無	施設の管理者	理事会: 4
監事	廣田 伊志子	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	(公財)愛恵福祉支援財団監事・(福) 深川愛隣学園監事・(福)親隣館理事	無	有	社会福祉事業に識見を有 する者(その他)	理事会: 4 評議員会: 2
監事	佐藤 博	自:2021年6月23日～ 至:2023年度における定時評議員会終結の日まで	元・鹿沼市府中町自治会副会長	無	無	財務管理に識見を有する 者(その他)	理事会: 3 評議員会: 3
評議員	山下 恭二	自:2020年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	日本基督教団 牛込払方町教会牧 師	無	無		評議員会: 3
評議員	中田 康之	自:2020年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	眼鏡宝飾時計店店主	無	無		評議員会: 3
評議員	高野 直子	自:2020年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	保護者 建設会社取締役	無	無		評議員会: 2
評議員	高崎 正芳	自:2020年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	日本基督教団 鹿沼教会牧師	無	無		評議員会: 0
評議員	伊藤 美智子	自:2020年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	公益財団法人委員 (福)親隣館評議員	無	有		評議員会: 3
評議員	伊東 里子	自:2021年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	元・社会福祉法人東京愛隣会 職員 元・社会福祉法人西仁会 準職員	無	無		評議員会: 3
評議員	宇賀神 敦子	自:2021年4月1日～ 至:2024年度における定時評議員会終結の日まで	元・鹿沼市 民生委員 児童委員	無	有		評議員会: 3

(佐藤)

(廣田)

社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度定時理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年 5月27日(金)
- 2 開催年月日及び時刻 令和4年 6月 7日(火)
午前10時から午後2時45分まで
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2525-3) 会議室
- 4 出席理事 理事総数 6名
理事長 高崎道子
理事 岩出ヤス子 仁平学 濱貴司 稲尾富子 岩出憲
計6名
- 5 出席監事 監事総数 2名 佐藤博 廣田伊志子 計2名
- 6 欠席者 なし
- 7 定刻に至り、理事長のあいさつの後、開会を宣言した。理事長は、定款第27条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第26条の規定により議長選出について出席理事に諮ったところ、互選により岩出憲理事が議長に選出された。岩出憲議長は定款28条第2項の規定に基づき、佐藤・廣田両監事を議事録署名人として指名し、議事に入った。
- 8 審議事項
議案第1号：社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度事業報告
議案第2号：社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度決算報告
議案第3号：社会福祉充実計画について
議案第4号：グループホーム用地購入の件
議案第5号：鹿沼市つくし会解散に関する件
議案第6号：令和4年度 定時評議員会の開催について

報告事項

- (1) 監事監査報告について
- (2) 前回の議事録報告について
- (3) 理事長の職務執行状況の報告について
- (4) 新型コロナウイルスクラスター発生の件

第1号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度事業報告

岩出憲理事より「令和3年度 事業報告書」に基づき説明があった。

廣田監事より「『令和3年度における主な報告事項』において、文責として施設長が署名をすべき。」との意見があった。

佐藤監事より「『令和3年度第2回評議員会議事録』にて、『障害』と『障碍』の表記が混在しているので、統一すべき。」との指摘があった。

また、佐藤監事より、「様々なデータや記録をシステム化して業務の効率化を図ってほしい。」

個別支援計画は専用ソフトを使用し、データ化して、全員が閲覧できるようになっているのか？」との質問があり、稲尾理事より、「共有ファイルで閲覧は可能であるが、専門ソフトを使ったデータ化はされていない。」との回答があった。

廣田監事より、「どの施設でも書類作成の省力化は重要な課題となっている。データ化できれば格段に効率化できる。」との発言があり、濱理事より、「個別支援計画の中身は文章なので、専用ソフトを導入しても省力化のメリットがあるのかわからない。」との発言があった。

廣田監事より、「業務のデータ化について情報収集し、業務の省力化に向けて前向きに検討してほしい。」との発言があった。

稲尾理事より、「日中一時支援の職員の勤務時間が正しくないのではないか。」との指摘があり、廣田監事より、「契約通りの勤務時間で正確に記載するように。」との発言があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第2号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度決算報告

岩出憲理事より「令和3年度 決算報告書」「令和3年度 決算補助資料」に基づき説明があった。

佐藤監事より、「負債の部に多額の事業未払金が計上されているのはどういった理由か？」との質問があり、岩出憲理事より、「決算承認後に積立てられる積立資産（定期預金）が大半を占めている。」との回答があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第3号議案 社会福祉充実計画について

岩出憲理事より「社会福祉充実計画について」に基づき説明があった。

廣田監事より、「騒音への苦情を訴える近隣住民には、計画の進行状況を適宜報告すべきである。」との意見があった。

稲尾理事より、「生活介護の、目についたものを何でも持って行ってしまう利用者様が本館に来ることになるので、新館事務室のように鍵のかかるスペースを用意する必要がある。」との意見があった。

佐藤監事より、「生活介護が二か所に分かれることになるが、職員の人手は足りるのか？」との質問があり、仁平理事より、「常時監視が必要な利用者様が旧生活介護棟に多く移ることになるので、現状では対応できるかは不明である。生活介護には配偶者の扶養範囲内の勤務を希望するパート職員も多いが、最低賃金が上がったことにより、そうした職員は従来のように週5日は出勤できず、定期的に欠勤日を設けて年収を調整しているので、職員を増やさなければならぬと思う。」との発言があった。

廣田監事より、「苦情の原因となっている大声とはどういったものか？」との質問があり、仁平理事より、「障害程度区分の重い利用者様の叫び声であり、注意をしても治まるものではない。苦情を訴えている方は夜勤のある仕事に就いており、日中安眠できないことが大きなストレスとなっている。4月の新型コロナウイルスクラスター発生で、換気を重視し新館の窓を

空けているので、以前より声が外部に漏れてしまっていると思われる。ただ、この方もインターネットで障害者福祉施設について知識を得、理解しようと努めてくださっている。」との回答があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第4号議案 グループホーム用地購入の件

岩出憲理事より「グループホーム用地購入の件」に基づき説明があり、その後、全出席者による候補地の視察が行われた。

濱理事より、「茂呂2536-11の土地はグループホーム用地としては広すぎるが、施設からは最も近く、生活介護の利用者様が体を動かすための場所として利用すれば有効活用ができるのではないか。」との意見があった。

廣田監事より、「上奈良部町の土地は施設から遠く、送迎の負担が発生するのではないか。」との意見があった。濱理事より、「上奈良部町の土地は目の前にコンビニエンスストアがあり、利用者様自身で買い物に行くには便利だ。」との意見があった。

仁平理事より、「グループホーム以外の事業展開も含めて考慮するなら、茂呂2536-11の土地がよいと思う。近所に店舗がないなら施設で運営してもよいのではないか。」との意見があった。

稲尾理事より、「茂呂字東久保の土地は、近隣にある牛舎からの悪臭が気になる。特に夏場はかなり匂うことになるのではないか。」との意見があった。

岩出ヤス子理事より、「茂呂2536-11の土地は、施設から最も近くて利便性が高いが、個人的な話だがこの地主とは過去に土地の境界線に関してトラブルが発生したことがある。何事も起きなければよいが。」との意見があった。

高崎道子理事長より、「職員の利便性を考慮すれば、施設から最も近い茂呂2536-11の土地がよいのではないか。」との意見があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、「茂呂2536-11の土地について地主に分筆の可否について交渉し、可能であれば第一候補とする。不調に終わった場合は上奈良部町の土地を第二候補としてはどうか。」と提案して賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第5号議案 鹿沼市つくし会解散に関する件

岩出憲理事より「鹿沼市つくし会解散に関する件」に基づき説明があった。

議長より出席者に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第6号議案 令和4年度 定時評議員会の開催について

岩出憲理事より、「令和4年度 定時評議員会開催について」に基づき説明があった。

議長より出席者に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

報告事項

(1) 監事監査報告について

「令和3年度 決算報告書」P1 令和4年5月27日付「監事監査報告書」に基づき、佐藤監事・廣田監事より説明がなされ、これを了承した。

(2) 前回の議事録報告について

「令和3年度 事業報告書」P16 令和4年5月27日付「社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度第3回理事会議事録」に基づき、岩出憲理事より説明がなされ、これを了承した。

(3) 理事長の職務執行状況の報告について

令和4年6月6日付「理事長の職務執行の状況の報告について」に基づき、高崎理事長より説明がなされ、これを了承した。

(4) 新型コロナウイルスクラスター発生の件

令和4年6月7日付「鹿沼愛隣福祉センター 新型コロナウイルスクラスター発生の件」に基づき、岩出憲理事より説明がなされ、これを了承した。

この議事録が正確なものであることを証するため、議長・議事録署名人一同、下記の通り署名致します。

令和 4年 8月 10日

理事長

高崎 道子



監事

佐藤 博



監事

廣田 伊志子



社会福祉法人東京愛隣会
令和4年度第2回理事会 議事録

令和4年9月5日、理事長高崎道子が、理事及び監事に対して理事会の決議の目的である事項（議案）についての提案を行い、当該議案について、理事全員からの書面（又は電磁的記録）による同意の意思表示及び監事全員からの異議がない旨の申し出を得た。

このため、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、理事会の決議を省略した。

以上経過を明らかにするため、社会福祉法施行規則第2条の17第4項第1号の規定に基づき、本議事録を作成する。

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。（別添議案書のとおり）

第2号議案 第2回評議員会の開催について

評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。

2 1の事項の提案をした理事の氏名

岩出 憲

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和4年9月5日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

岩出 憲

令和4年 9月 6日

社会福祉法人東京愛隣会

理事長 高崎道子



社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同意書

私は、令和4年9月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について

評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以上

令和4年 9 月 6 日

理事 高崎道子



社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について


評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以 上

令和4年 9 月 5 日

理事 岩 出 や す 子 

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同意書

私は、令和4年9月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について


評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以上

令和4年 9月 5日

理事 仁平 学 

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について

評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以上

令和4年 9 月 5 日

理事

濱 貴 司 

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同意書

私は、令和4年9月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について

評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以上

令和4年 9月5日

理事 稻尾 道子 (稲尾)

同 意 書

私は、令和4年9月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第27条第2項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について

評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以 上

令和4年 9 月 5 日

理事

岩出 憲



確 認 書

私は、令和4年9月5日付依頼書により貴殿から異議の確認依頼がありました下記の提案事項に係る理事会決議の省略について、異議がないことを確認いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について

評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以 上

令和4年9月6日

監事 佐藤 博 

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

確 認 書

私は、令和4年9月5日付依頼書により貴殿から異議の確認依頼がありました下記の提案事項に係る理事会決議の省略について、異議がないことを確認いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時理事会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。(別添議案書のとおり)

第2号議案 第2回評議員会の開催について


評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

- (1) 開催日時及び開催場所：決議の省略の方法により行う。
- (2) 議題：社会福祉充実計画について
- (3) 議案の概要

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用して、リフォーム後に再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要が生じたため上程。

以 上

令和4年9月6日

監事 廣田伊志子 

社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第3回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年10月28日(金)
- 2 開催年月日及び時刻 令和4年11月8日(火)
午前10時から午後2時15分まで
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2-5-3) 旧生活介護棟活動室
- 4 出席理事 理事総数 6名
理事長 高崎道子
理事 岩出ヤス子 仁平学 濱貴司 稲尾富子 岩出憲
計6名
- 5 出席監事 監事総数 2名 佐藤博 廣田伊志子 計2名
- 6 陪席者 鹿沼愛隣福祉センター事務長 鱒淵真希子
- 7 欠席者 なし
- 8 定刻に至り、理事長のあいさつの後、開会を宣言した。理事長は、定款第27条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第26条の規定により議長選出について出席理事に諮ったところ、互選により濱理事が議長に選出された。濱議長は定款28条第2項の規定に基づき、佐藤・廣田両監事を議事録署名人として指名し、議事に入った。
- 9 審議事項
議案第1号：社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告
議案第2号：社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第一次補正予算
議案第3号：グループホーム用地購入の件
議案第4号：旧生活介護棟リフォームの件
議案第5号：鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件
議案第6号：令和4年度 第3回評議員会の開催について

報告事項

- (1) 監事監査報告について
- (2) 前回の議事録報告について
- (3) 理事長の職務執行状況の報告について
- (4) 労働基準監督署による調査報告の件

第1号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告

岩出憲理事より「令和4年度 会計中間報告の件」に基づき説明があった。

稲尾理事より「生活介護の事務・消耗品費の摘要欄に『抗原検査キット』と記載されているが、福利厚生費の誤りでは？」との意見があり、岩出憲理事より「ご指摘の通り。」との回答があった。

また、稲尾理事より、「相談支援の研修費8万円の内訳は？」との質問があり、鱒淵事務長



より、「滝澤・浜江（立）両職員の、相談支援従事者初任者研修の受講費用である。」との回答があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第2号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年第一次補正予算

岩出憲理事より「令和4年度 第一次補正予算」に基づき説明があった。

廣田監事より、「就労継続Bの平均工賃月額が3万円を下回ることの影響ほどの程度か？」との質問があり、岩出憲理事より、「就労継続支援B型サービス費の区分変更による減少額は、年間百数十万程度と考えられる。」との回答があった。また、濱理事より、「下請事業で新規の作業を開始し、月額10万円程度の増収を期待しているが、平均工賃月額が3万円を下回るのはやむを得ないと考えている。」との発言があった。

仁平理事より、「生活介護における本部への繰入金（余剰金）2,000万円は妥当な額なのか？」との質問があり、廣田監事より、「現在は施設整備や設備整備に補助金が支給されないで、余剰金からの積立資産計上は必要である。厚生労働省も人件費の比率のモデル化はしていないのではないか。」の意見があった。また、岩出憲理事より、「生活介護の人件費は5～6割、就労継続Bはもっと多い。愛隣保育園は9割程度だった。2,000万円の繰越金は多いのではないか。」との回答があった。佐藤監事より、「職員の人件費や福利厚生を犠牲にしたうえで成り立つ繰越金であってはならない。離職者が出ないように、職員の待遇にも配慮すべきである。」との意見があった。さらに、佐藤監事より、「職員の賃金に関するモデル規程等はあるのか？」との質問があり、岩出憲理事より、「自治体によっては、福祉事業に携わる公務員の給与表を公表しており、その場合参考にできるが、鹿沼市では検索したが見当たらないので、公表していないのではないか。」との回答があった。廣田監事より、「他施設が公表している給与表があれば参考にすべき。また、現場から、もっとこの支出を増やしてほしいとの声を上げるべき。」との発言があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第3号議案 グループホーム用地購入の件

岩出憲理事より「グループホーム用地購入の件」に基づき説明があった。さらに、土地の分割については、先日高木氏より拒否されたとの報告があった。

全理事が他の候補地を探す案に同意したため、候補地の視察を行った。

その結果、施設からの距離や日照、接道、坪単価等を総合的に勘案して、鹿沼市茂呂の市街化調整区域の土地を最有力候補地とすることとして賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て議決した。

第4号議案 旧生活介護棟リフォームの件

岩出憲理事より「旧生活介護棟リフォームの件」に基づき説明があった。

議長より出席者に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認



を得て原案の通り議決した。

第5号議案 鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件

岩出憲理事より「鹿沼愛隣福祉センター給与規程変更の件」に基づき説明があった。

廣田監事より、「今回の変更がいつから反映されるのか?」との質問があり、岩出憲理事より、「承認されれば10月にさかのぼって12月給与に反映される。10・11月は差額を支給する。」との回答があった。

佐藤監事より、「基本給が上がれば、賞与や超過勤務手当も連動して増加するが、人件費の増加の余裕はあるのか?」との質問があり、岩出憲理事より、「人件費は当然増加するが、法人全体の収支が極端に悪化することはない。現在はハローワークに求人を出しても、以前とは違い全く応募がない。能力のある人材が集まらなければ施設の存続も難しくなるので、必要に応じて賃金アップを行わなくてはならないと思う。」との回答があった。

廣田監事より、「級が下がる場合の規程や、最高額の上限も定める必要があるのではないか。また、今後は子育て世代の給与の上り幅が大きくなるよう考慮すべきである。」との意見が出された。また、岩出ヤス子理事より、「利用者様が高齢化することにより、退所者が出て減収となることも考慮する必要があるのではないか。」との意見がだされた。

議長より出席者に質疑等の意見を徴したが発言はなく、俸給表の改定について意見を募ったところ、(3)の方法を選択することに全理事の承認を得て議決した。

第6号議案 令和4年度 定時評議員会の開催について

岩出憲理事より、「令和4年度 第3回評議員会開催について」に基づき説明があった。

議長より出席者に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て原案の通り議決した。

報告事項

(1) 監事監査報告について

「令和4年10月28日付 監事監査報告書」に基づき、佐藤監事・廣田監事より説明がなされ、これを了承した。

(2) 前回の議事録報告について

「令和4年8月10日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度定時理事会議事録」及び「令和4年9月6日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第2回理事会議事録」に基づき、岩出憲理事より説明がなされ、これを了承した。

(3) 理事長の職務執行状況の報告について

令和4年11月8日付「理事長の職務執行の状況の報告について」に基づき、高崎理事長より説明がなされ、これを了承した。

(4) 労働基準監督署による調査報告の件

「労働基準監督署による調査報告の件」に基づき、岩出憲理事より説明がなされ、これを了承した。

この議事録が正確なものであることを証するため、議長・議事録署名人一同、下記の通り署名致します。

令和 5 年 3 月 2 日

理事長 高崎 道子

監事 佐藤 博

監事 廣田 伊志子

信 義 廣 田

社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第4回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年11月22日(火)
- 2 開催年月日及び時刻 令和4年12月1日(木)
午前10時から10時40分まで
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2525-3) 旧生活介護棟活動室
- 4 出席理事 理事総数 6名
理事長 高崎道子
理事 岩出ヤス子 濱貴司 稲尾富子 岩出憲
計5名
- 5 出席監事 監事総数 2名 佐藤博 廣田伊志子 計2名
- 6 陪席者 鹿沼愛隣福祉センター事務長 鱈淵真希子
- 7 欠席者 理事 仁平学
- 8 定刻に至り、理事長のあいさつの後、開会を宣言した。理事長は、定款第27条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第26条の規定により議長選出について出席理事に諮ったところ、互選により岩出ヤス子理事が議長に選出された。岩出ヤス子議長は定款28条第2項の規定に基づき、佐藤・廣田両監事を議事録署名人として指名し、議事に入った。
- 9 審議事項
議案第1号：グループホーム(GH)用地購入の件
議案第2号：令和4年度 第4回評議員会の開催について

第1号議案 グループホーム用地購入の件

岩出憲理事より「グループホーム用地購入の件」に基づき説明があった。

岩出ヤス子理事より「立地条件や使い勝手の点では申し分ない。周囲に比較して坪単価は高いが、予算の範囲内であり、払えない金額ではない。」との意見があった。

濱理事より、「GHが施設の近隣であっても、送迎は実施する。GH用地として活用しない部分を駐車場として使うには、騒音や日照について、隣接する住宅地との兼ね合いもあり、どのように建物を配置するか慎重に決定する必要がある。」との意見があった。

廣田監事より、「もと水田だった土地だが、建物を建てることに問題はないのか？」との質問があり、岩出ヤス子理事より、「新館も同様に以前は水田だった土地に建っている。基礎工事には多めに予算が必要だったが、何の問題もない。」との回答があった。

また、廣田監事より、「GHは住宅扱いなのか？ 耐震強度は必要となるのか？」との質問があり、岩出憲理事より、「寄宿舍扱いとなり、耐震強度も必要となると思われる。」との回答があった。

さらに、廣田監事より、「土地購入から建築までのスケジュールはどうなるのか？」との質問があり、岩出憲理事より、「今回の建築工事の場合、県の建設工事請負業者選定要綱に定める格付けA級以上の業者を10社以上選定して入札を行う必要があり、10日以上の見積も



り期間を設定する等の規程が定められている。なお、鹿沼市の障害福祉課によれば、GHの建物が完成しても、実際に認可が下りるまでは平均で6か月かかるとのことであり、市に提出済の社会福祉充実計画には、GHの開設予定は令和6年度としてある。」との回答があった。

岩出ヤス子理事より、「配置図を見ると、住宅地の北側に寄せてGHを建てることとしてあるが、日当たりはどうか。雪が降った際にもなかなか融けないかもしれない。」との意見があった。また、稲尾理事からも、「南側の住宅地に近すぎ、住民から苦情が出るのではないか。他のGHで住宅地に近いところもあるが、一棟目からこれほど近いと不安になる。」との意見があった。岩出憲理事より、「この配置図はあくまでたたき台であり、今後専門家も含め意見を出し合って決めていきたい。当該土地購入の是非について意見を伺いたい。」との発言があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、当該土地の購入について賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て議決した。

第2号議案 令和4年度 第4回評議員会の開催について

岩出憲理事より「令和4年度 第4回評議員会の開催について」に基づき説明があった。

今回の評議員会は、単一の議題であるため、遠方から来訪する評議員の負担を考慮し、評議員会を開催することなく、決議の省略を行ってはどうか、との提案があった。

議長より出席者に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全理事の承認を得て決議の省略を行うことで議決した。



この議事録が正確なものであることを証するため、議長・議事録署名人一同、下記の通り署名致します。

令和 5 年 3 月 7 日

理事長

高崎道子



監事

佐藤博



監事

廣田伊志子





社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度 第5回理事会議事録

- 1 招集年月日 令和5年3月 6日(月)
- 2 日 時 令和5年3月14日(火)
午前10時から午後12時20分まで
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2525-3) 会議室
- 4 出席理事 理事総数6名
理事長 高崎道子 理事 岩出ヤス子 仁平学 濱貴司 岩出憲
計5名
- 5 出席監事 監事総数 2名 廣田伊志子 計1名
- 6 陪席者 鹿沼愛隣福祉センター事務長 鱒渕真希子
- 7 欠席者 理事 稲尾富子 監事 佐藤博

8 議事の経過の要項及びその結果

定刻に至り、理事長の挨拶後、10時に開会を宣言した。理事長は、上記の通り、定款第27条に定める定足数を満たす出席があることを確認するとともに、定款第26条の規定により議長選出について出席理事に諮ったところ、互選により仁平理事が議長に選出された。仁平議長は定款第28条第2項の規定に基づき、廣田監事を議事録署名人として指名し、議事に入った。

9 審議事項

- 議案第1号:社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告
- 議案第2号:社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第二次補正予算
- 議案第3号:鹿沼愛隣福祉センター 就業規則変更の件
- 議案第4号:鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件
- 議案第5号:社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度事業計画
- 議案第6号:社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度当初予算案
- 議案第7号:社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第5回評議員会開催の件

報告事項

- (1) 監事監査報告について
- (2) 前回の議事録報告について
- (3) 理事長の職務執行状況について
- (4) グループホーム用地売買契約について

第1号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度中間報告

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告」に基づき説明があった。



議長より出席理事に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第2号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第二次補正予算

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第二次補正予算」に基づき説明があった。

議長より出席理事に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。

第3号議案 鹿沼愛隣福祉センター 就業規則変更の件

岩出憲理事より添付資料「鹿沼愛隣福祉センター 就業規則変更の件」に基づき説明があった。

議長より出席理事に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。

議案第4号 鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件

岩出憲理事より添付資料「鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件」に基づき説明があった。

議長より出席理事に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。

議案第5号 社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度事業計画

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度事業計画」に基づき説明があった。

岩出ヤス子理事より、生活介護・藤沼職員の80歳代となる年齢のことについて質問があり、岩出憲理事より、「社労士とも相談したが、『高齢のみを理由に一律に退職を勧告することは出来ない』との回答だった。本人との面談の際も、『働き続ける体力はある』と回答している。」との説明があった。

廣田監事より、「グループホームに関する事業計画も掲載すべきである。また、日中一時支援を生活介護『だいち』の建物で実施すれば、夏休み等の長期休業中に特別支援学校の生徒を受け入れ可能となるので、事業計画に追加してみてもは？」との発言があり、岩出憲理事より、「『だいち』での日中一時支援の実施について、意見としては挙がっているが、まだ具体的な協議に至っておらず、記載できる段階ではない。」との回答があった。廣田監事より、「事業計画に記載することで、現場の職員も先の見通しが立てられ、また職員会議でも議題にすることができるのではないか。新規利用者をただ待つだけでなく、地域に働きかけることも大切である。」との意見があった。

議長より他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。



議案第6号 社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度当初予算

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度当初予算」に基づき説明があった。

濱理事より、「今春に就労継続 B に入所される利用者様も比較的重度の障害をお持ちであり、現場からは、集中して作業をこなせる方と、生活介護に近い方との区別が必要という意見が出ているが、空間を分ける等の環境整備や人員配置等を考慮すると簡単にはいかない。勤続経験の長い職員とそうでない職員とでは、意識・考え方に隔たりがある。」との発言があった。廣田監事より、「本来作業に従事することが目的の就労継続 B であっても、年々重度の利用者様の割合が増加する傾向にある。新人職員は慣れるまで大変。」との発言があり、岩出憲理事からも「生活介護も、新規の利用者様は、重度でより多くの支援が必要な方が多い。」との発言があった。

仁平理事より、「生活介護において、車椅子の利用者様では、そうでない方と比較すると、支援に必要な労力が大きく違う。生活介護でもグループ分け見直しの必要性は感じている。」との発言があった。廣田監事より、「適宜職員をローテーションし、特定の職員に負荷が集中することのないよう、柔軟に対応してはどうか。」との発言があり、仁平理事より、「そのように柔軟な対応や考え方ができる職員ばかりではなく、難しい。」との発言があった。

議長より他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。

議案第7号:社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度 第5回評議員会開催の件

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第5回評議員会開催の件」に基づき説明があった。

議長より出席理事に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全理事の承認を得て原案の通り議決した。

報告事項

(1) 監事監査報告について

廣田監事より、添付資料「令和5年3月6日付 監査報告書」に基づき説明がなされ、これを了承した。尚、岩出憲理事より、今年度から監査の際にチェックリストを活用し、より詳細な監査を実施していると説明があった。

(2) 前回の議事録報告について

岩出憲理事より、添付資料「令和5年3月2日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第3回理事会議事録」及び「令和5年3月7日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第4回理事会議事録」に基づき説明があった。

(3) 理事長の職務執行状況報告について

岩出憲理事より添付資料「令和5年3月14日付 理事長の職務執行の状況の報告について」



に基づき説明があった。

(4)グループホーム用地売買契約について


岩出憲理事より添付資料に基づき説明があった。


10 閉会


仁平議長は以上をもって本日の審議事項と報告事項が終了した旨を述べ、午後12時20分に閉会を宣言した。

この議事が正確なものであることを証するため、議長・議事録著名人一同、下記の通り
署名いたします。

令和5年5月31日

理事長 高崎道子 

監事 廣田伊志子 

監事 _____ 

社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度 定時評議員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年6月7日(火)
- 2 開催年月日及び時刻 令和4年6月22日(水)
午前11時から午後2時15分まで
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2525-3)
旧生活介護棟 のぞみ活動室
- 4 出席評議員 評議員総数7名
山ノ下恭二・中田康之・高野宣子・伊藤美智子・伊東里子
宇賀神敦子 計6名
- 5 その他の出席者 理事長 高崎道子
監事 佐藤博 廣田伊志子
理事 岩出憲
鹿沼愛隣福祉センター事務長 鱒淵真希子(書記として)
- 6 欠席者 評議員 高崎正芳
- 7 議事の経過の要項及びその結果
定刻に至り理事長の挨拶後、11時に開会を宣言した。理事長は上記の通り、定款第13条に定める定足数を満たす出席があることを確認し、定款第12条第3項の規定により議長選出について出席評議員に諮ったところ、互選により高野宣子評議員が議長に選出された。議長は議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、山ノ下恭二評議員及び中田康之評議員を議事録署名人として指名し、議事に入った。
- 8 審議事項
議案第1号：社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度決算報告
議案第2号：社会福祉充実計画について
議案第3号：グループホーム用地購入の件
報告事項
(1) 社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度事業報告



- (2) 監事監査報告について
- (3) 前回の議事録報告について
- (4) 鹿沼市つくし会解散に関する件

第1号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度決算報告

岩出憲理事より添付資料「令和3年度決算報告書」「令和3年度決算補助資料」に基づき、説明があった。

議長より出席評議員に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全評議員の承認を得て原案通り議決した。

第2号議案 社会福祉充実計画について

岩出憲理事より添付資料「社会福祉充実計画について」に基づき、説明があった。

廣田伊志子監事より、「間取りの変更に関する工事は行わないのか。」と質問があり、岩出憲理事より、「職員の意見を聴取し、必要ならば間取り変更の工事も追加する。」と返答があった。

伊東里子評議員より、「リフォームについての工程表はあるのか。」と質問があり、岩出憲理事より、「現在は初期見積りの段階であり、次回評議員会で明らかにできると思う。」と返答があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全評議員の承認を得て原案通り議決した。

第3号議案 グループホーム用地購入の件

岩出憲理事より添付資料「グループホーム用地購入の件」に基づき、説明があった。令和4年6月7日(火)に開催された定時理事会に於いて、複数の候補の中から第1及び第2の候補地が決定したが、本評議員会までに両者とも売約済となってしまった。

また、その他の土地は、牛舎からの悪臭や交通量の激しさ、敷地内に高低差がある等の理由により、候補地には至らず、土地探しからリスタートとなった経緯の説明がなされた。

そのため、現社会福祉充実経過通り、令和4年度中にグループホームを完成させるのは困難な状況となったため、同計画は1年操延べとし、令和5年度の完成を目指すことといたしたいとの提案がなされた。

議長より出席評議員に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全評議員の承認を得て原案通り議決した。



<報告事項>

(1) 社会福祉法人東京愛隣会 令和3年度事業報告

岩出憲理事より、添付資料「令和3年度事業報告書」に基づき説明がなされ、これを了承した。

中田康之評議員より、通貨数値の記載を統一すべきであるとの指摘があった。

(2) 監事監査報告について

佐藤博監事、廣田伊志子監事より、添付資料「令和3年度決算報告書」P1、監査報告書に基づき説明がなされ、これを了承した。

(3) 前回の議事録報告について

伊藤美智子評議員より、「資料「令和3年度事業報告書」P29記載の第6号議案について伊藤美智子評議員の記載がされているが、自分の発言ではないので訂正をお願いしたが訂正がされていない。」と指摘があった。

また伊藤美智子評議員より、「個人情報の流出防止の上でも、職員名等はイニシャルやNo.等の数字記載も検討されてはどうか。巷では、このような職員名記載の書類は無くなっているのではないか。」と提案があった。

(4) 鹿沼市つくし会解散に関する件

岩出憲理事より、添付資料「鹿沼つくし会解散に関する件」に基づき説明がなされ、これを了承した。

高野宣子評議員より、「先日育成会の集まりに参加し、旧鹿沼市つくし会保有だった自動販売機について話がされていたが、持ち主を希望される育成会と、コロナで自動販売機の売り上げが減収しているため持ち主を希望しない育成会とで、意見が分かっていた。」と発言があった。


8 閉会


議長は以上をもって本日の審議事項と報告事項が終了した旨を述べ、午後2時15分に閉会を宣言した。

この議事が正確なものであることを証するため、議長・議事録著名人一同、下記の通り
署名いたします。

令和4年 7月 20日

議長 高野 宣子 

評議員 山下 恭二 

評議員 中田 康元 

社会福祉法人東京愛隣会
令和4年度第2回 評議員会 議事録

令和4年9月14日、理事長高崎道子が、評議員の全員に対して評議員会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発したところ、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項に基づく評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名

理事長 高崎 道子

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和4年9月15日

4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事 岩出 憲

令和4年9月15日

社会福祉法人東京愛隣会

議事録作成者

理事長

高崎道子



社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記


提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以 上

令和 4 年 9 月 14 日

評議員 中 田 康 之 

社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記


提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以 上

令和 4 年 9 月 17 日

評議員 山下 恭之 

社会福祉法人東京愛隣会会

理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以 上

令和 4年 9月14 日

評議員 高崎正芳



社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以 上

令和 4年 9月 14日

評議員

高野 道子



社会福祉法人東京愛隣会会

理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以 上

令和 4 年 9 月 15 日

評議員

伊藤 美智子



社会福祉法人東京愛隣会会

理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記


提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以 上

令和 4 年 9 月 14 日

評議員 宇賀神 敦子 

社会福祉法人東京愛隣会会

理事長 高崎 道子 殿

同意書

私は、令和4年9月14日提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 社会福祉充実計画について

かつて生活介護事業に使用していた建物を、社会福祉充実残高を活用してリフォームして再利用する議案につき、定時評議員会における議決後、社会福祉充実残高に訂正があり、再度議決を得る必要があるため上程。(別添議案書のとおり)

以上

令和 4 年 9 月 14 日

評議員 伊東里子  印

社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度 第3回評議員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年11月8日(火)
- 2 開催年月日及び時刻 令和4年11月17日(木)
午前11時から午後3時5分
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2525-3)
旧生活介護棟 のぞみ活動室
- 4 出席評議員 評議員総数7名
山ノ下恭二・中田康之・伊藤美智子・伊東里子
宇賀神敦子 計5名
- 5 その他の出席者 理事長 高崎道子
監事 佐藤博 廣田伊志子
理事 岩出憲
鹿沼愛隣福祉センター事務長 鱒淵真希子(書記として)
- 6 欠席者 評議員 高崎正芳・高野宣子
- 7 議事の経過の要項及びその結果
定刻に至り理事長の挨拶後、11時に開会を宣言した。理事長は上記の通り、定款第13条に定める定足数を満たす出席があることを確認し、定款第12条第3項の規定により議長選出について出席評議員に諮ったところ、互選により伊東里子評議員が議長に選出された。議長は議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、宇賀神敦子評議員及び伊藤美智子評議員を議事録署名人として指名し、議事に入った。
- 8 審議事項
議案第1号：社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告
議案第2号：社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第一次補正予算
議案第3号：グループホーム用地購入の件
議案第4号：旧生活介護棟リフォームの件
議案第5号：鹿沼愛隣福祉センター給与規程変更の件

報告事項

- (1) 監事監査報告について
- (2) 前回の議事録報告について
- (3) 労働基準監督署による調査報告の件

第1号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度中間報告

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 会計中間報告の件」に基づき、説明があった。

中田康之評議員より「現在リサイクル事業は古紙回収のみとなったのか？」と質問があり、岩出憲理事より「生活介護事業でアルミ缶回収を行っている。」と回答があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案通り議決した。

第2号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第一次補正予算

岩出憲理事より添付資料「令和4年度第一次補正予算」に基づき、説明があった。

廣田伊志子監事より、「太陽光発電事業の発電量の減少から予想される機械の不具合について、修理はどのような状態か。」と質問があり、岩出憲理事より、「これから問い合わせる予定であり、まだ修理には取り掛かっていない。」と回答があった。

伊東里子評議員より、「旧生活介護棟リフォームの工程表はあるのか。」と質問があり、岩出憲理事より、「現在は初期見積りの段階であり、次回評議員会で明らかにできると思う。」と返答があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案通り議決した。

第3号議案 グループホーム用地購入の件

岩出憲理事より添付資料「グループホーム（GH）用地購入の件」に基づき、説明があった。令和4年6月7日（火）に開催された定時理事会に於いて、複数の候補の中から第1及び第2の候補地が決定したが、本評議員会までに両者とも売却済となってしまった。

また、その他の土地は、近隣の牛舎からの悪臭や接道の交通量の激しさ、敷地内に高低差がある等の理由により、候補地には至らず、土地探しからリスタートとなった経緯と、現在候補地があることが説明され、全員で候補地の視察を行った。

宇賀神敦子評議員より、「花木センター北側（茂呂）の候補地は、さつきヶ丘小学校の近辺まで出れば、コンビニやスーパーマーケット等があり、上殿の候補地よりメリットが多い。」と意見があった。伊藤美智子評議員より、「1日中GHの中でじっとしているだけ



でなく、利用者様が、どの程度自由な動きがとれるのか知りたかったが、自分で買い物等ができるのであれば店舗に近い場所が良い。」と意見があった。岩出憲理事より、「自転車に乗れる等、GHの利用者様は自立度の高い方が多い。」と説明があった。

中田康之評議員より、「上殿の候補地の方が、上下水道が通っていない茂呂の候補地に比べると追加費用が発生せず安心だ。茂呂の候補地は上下水道が通っていないが、地下水等問題はないのか。また、花木センター周辺は何かイベントがあると渋滞が発生し、車が動かなくなることがある。」と発言があり、岩出憲理事より、「茂呂の候補地は、確かに上下水道が整備されていないが、近隣に比較的新しい数件の民家もあることから、何らかの対策は可能と思われる。また、花木センターに接する通り以外に、裏道もある。」と説明があった。廣田伊志子監事からも、「隣にも家があるので、上下水道については問題ないのではないか。」と意見があった。

伊東里子評議員より、「今日見た中から選ぶのであれ茂呂の候補地。上下水道に関する費用負担がどれくらい必要になるかが問題。」と意見があった。山ノ下恭二評議員からは、「どの候補地も良いとは言えない。」と意見があった。

岩出憲理事より、「理事会では茂呂の候補地が良いと意見がまとまったが、評議員会としてはいかがでしょうか。」と質問があった。

廣田伊志子監事より、「茂呂の候補地より上殿のほうが整備されている。茂呂の候補地の、浄化槽等上下水道に関する費用との比較は？」と質問があった。

岩出憲理事より、「土地の価格と上下水道等の経費の合計が一定の金額以下であれば、茂呂の候補地にする、というのはどうか？上殿の候補地の価格が2,200万円なので、茂呂の候補地の価格と上下水道に関する費用が2,200万円以下なら茂呂、それ以上になるなら上殿としてはどうか」と提案があった。

議長より出席評議員に他の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て岩出憲理事の提案通り議決した。

議案第4号：旧生活介護棟リフォームの件

岩出憲理事より添付資料「旧生活介護棟リフォームの件」に基づき説明があった。

廣田監事より、「リフォームはできるだけ早く着工してほしい。」との発言があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案通り議決した。

議案第5号：鹿沼愛隣福祉センター給与規程変更の件

岩出憲理事より、添付資料「鹿沼愛隣福祉センター給与規程変更の件」に基づき説明があった。また、「理事会では、子育て世代は昇級幅を大きく、それ以降の世代は昇級幅を小さくするべきであるとの意見も出た。」と説明があった。

山ノ下恭二評議員より、「正職員は、6月・12月が1か月分、3月が2か月分の計4



3字削除 4字追加

か月分が賞与か？」と質問があり、岩出憲理事よりご質問の通りであるとの返答があった。また、補足として「昨今、同一労働同一賃金の考え方が重視されており、昨年度より、非正規職員にも全員賞与を支給している。」と説明があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ全評議員の承認を得て原案通り議決した。

<報告事項>

(1) 監事監査報告について

「令和4年10月28日付 監事監査報告書」に基づき、佐藤監事・廣田監事より説明がなされ、これを了承した。

(2) 前回の議事録報告について

「令和4年~~8~~⁷月~~30~~²日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度定時評議員会議事録」及び「令和4年9月~~8~~¹⁵日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第2回評議員会議事録」に基づき、岩出憲理事より説明がなされ、これを了承した。

(3) 労働基準監督署による調査報告の件

「労働基準監督署による調査報告の件」に基づき、岩出憲理事より説明がなされ、これを了承した。

8 閉会

議長は以上をもって本日の審議事項と報告事項が終了した旨を述べ、午後3時5分に閉会を宣言した。

この議事が正確なものであることを証するため、議長・議事録著名人一同、下記の通り署名いたします。

令和4年 3月 10日

議長 伊東 里子 

評議員 宇賀 神敦子 

評議員 伊藤 美智子 

社会福祉法人東京愛隣会
令和4年度第4回 評議員会 議事録

令和4年12月5日、理事長高崎道子が、評議員の全員に対して評議員会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発したところ、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項に基づく評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名

理事長 高崎 道子

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和4年12月13日

4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事 岩出 憲

令和4年12月13日

社会福祉法人東京愛隣会

議事録作成者

理事長 高崎道子



社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和 4 年 12 月 9 日

評議員 山下 恭二 

社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記


提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和 4 年 12 月 6 日

評議員 中田康之  印

社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和 4 年 12 月 13 日

評議員

高崎正芳



社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和4年12月8日

評議員

伊藤美智子



印

社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和 4 年 12 月 8 日

評議員

高野 宣子 

社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和 4 年 12 月 8 日

評議員

伊 東 里 子



社会福祉法人東京愛隣会会
理事長 高崎 道子 殿

同 意 書

私は、令和4年12月5日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第13条第4項の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記


提案事項

第1号議案 グループホーム用地購入の件

鹿沼愛隣福祉センター新館西側に隣接する約557.70坪の土地を、約2,400万円にてグループホーム建築用地として購入する。

以 上

令和 4 年 12 月 8 日

評議員 宇賀神敦子 

社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度 第5回評議員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年3月14日(火)
- 2 開催年月日及び時刻 令和5年3月22日(水)
午前11時から午後2時25分
- 3 開催場所 社会福祉法人東京愛隣会 鹿沼愛隣福祉センター本館
(栃木県鹿沼市茂呂2525-3) 旧生活介護棟 活動室
- 4 出席評議員 評議員総数7名
山ノ下恭二・中田康之・伊藤美智子・伊東里子・高野宣子
宇賀神敦子 計6名
- 5 その他の出席者 理事長 高崎道子
監事 佐藤博
理事 岩出憲
鹿沼愛隣福祉センター事務長 鱒淵真希子
- 6 欠席者 監事 廣田伊志子 評議員 高崎正芳
- 7 議事の経過の要項及びその結果
定刻に至り理事長の挨拶後、11時に開会を宣言した。理事長は上記の通り、定款第13条に定める定足数を満たす出席があることを確認し、定款第12条第3項の規定により議長選出について出席評議員に諮ったところ、互選により宇賀神敦子員が議長に選出された。議長は議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、高野宣子評議員及び中田康之評議員を議事録署名人として指名し、議事に入った。
- 8 審議事項
議案第1号：社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告
議案第2号：社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第二次補正予算
議案第3号：鹿沼愛隣福祉センター 就業規則変更の件
議案第4号：鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件
議案第5号：社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度 事業計画
議案第6号：社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度 当初予算



報告事項

- (1) 監事監査報告について
- (2) 前回の議事録報告について
- (3) グループホーム用地売買契約について

第1号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度中間報告

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度会計中間報告」の件に基づき説明があった。

議長より出席評議員に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

第2号議案 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第二次補正予算

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第二次補正予算」に基づき説明があった。

議長より出席評議員に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

第3号議案 鹿沼愛隣福祉センター 就業規則変更の件

岩出憲理事より添付資料「鹿沼愛隣福祉センター 就業規則変更の件」に基づき、説明があった。

議長より出席評議員に質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

議案第4号 鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件

岩出憲理事より添付資料「鹿沼愛隣福祉センター 給与規程変更の件」に基づき、説明があった。

中田評議員より、「出張費について、12時～13時の間にかかった場合にのみ支給されるのはなぜか？」と質問があり、岩出憲理事より、「その時間帯を含む出張の場合に、昼食代として支給している。例えば教会清掃の場合は、その時間帯にかからないので出張費は支給されない。」と説明があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

議案第5号 社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度事業計画

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度事業計画」に基づき説明があった。



役員・評議員名簿の記載について、伊藤美智子評議員より、「特定非営利活動法人職員は削除して頂き、公益社団法人委員を追加して頂きたい。」と発言があった。宇賀神評議員より、「12月に民政委員児童委員を退任した。」と報告があった。山ノ下評議員より、「教会の前に、教会名 払方町教会を記載してほしい。」と要望があった。

また、岩出憲理事より、下記の通り報告があった。

- ①先日の保護者会でクリスマス会再開の要望があり、その他にも中止が続いている行事等も多いので、状況が許せば実施することを前提に行事予定を入れた。
- ②健康診断について、例年1月～3月は健康診断事業の閑散期に当たり、時間と職員に余裕をもって対応でき、また受診料も割引となるため、ぜひこの時期に受診をずらしてほしいと病院側より依頼されたため、令和5年度は令和6年1月に実施することとした。
- ③リフォームした旧生活介護棟に移るグループは「だいち」と命名された。
- ④特定相談支援について、7月における稲尾主任の嘱託職員契約更新を機会に、8月から渋谷立也職員を主任とする予定である。
- ⑤就労定着事業について、利用者様の契約期間は最長3年となっているが、この4月末をもって満了となり、5月以降は利用者がいない状態となる。
- ⑥グループホームについて、来週に土地の売買契約を行い、その後図面作成を経て入札を実施し、着工となる。設計事務所によれば、現状の坪単価は90万円程度が見込まれるとのことで、一棟当たりの費用は4千万円以上となる。その場合、入札の際10社以上から見積もりを徴する必要がある。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

議案第6号 社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度当初予算

岩出憲理事より添付資料「社会福祉法人東京愛隣会 令和5年度当初予算」に基づき説明があった。

高野評議員より、「旧生活介護棟の再利用に備え、新規職員を採用するとのことだったが、以前から在籍している職員は配属にならないのか。」と質問があり、岩出憲理事より、「生活介護事業が2か所に分かれることにより増員の必要が生じたことによる新規採用であり、『だいち』の職員が全て新規職員となることはない。」と回答があった。

議長より出席評議員に他の質疑等の意見を徴したが発言はなく、賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

報告事項

(1) 監事監査報告について

廣田伊志子監事より、添付資料「令和5年3月6日付 監査報告書」に基づき説明がなされ、これを了承した。尚、岩出憲理事より、今年度から監査の際にチェックリストを活用し、より詳細な監査を

実施していると説明があった。

(2) 前回の議事録報告について

岩出憲理事より添付資料「令和5年3月10日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第3回評議員会議事録」及び「令和4年12月13日付 社会福祉法人東京愛隣会 令和4年度第4回評議員会議事録」に基づき説明があった。伊藤評議員より、「令和4年度第3回評議員議事録について、P4の令和4年8月10日付は、6月22日付ではないか、また、令和4年9月6日付は9月15日付ではないか。」と質問があり、岩出憲理事より、「調べて対応する。」と回答があった。

(3) グループホーム用地売買契約について


岩出憲理事より添付資料に基づき説明があった。


8 閉会


議長は以上をもって本日の審議事項と報告事項が終了した旨を述べ、午後12時20分に閉会を宣言した。

この議事が正確なものであることを証するため、議長・議事録著名人一同、下記の通り署名いたします。

令和5年 5 月 31 日

議長 宇賀神敦子 


評議員 高野宣子 


評議員 中田康三 

監査報告書

令和 4 年 5 月 27 日

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 様

監事 佐藤 博 

監事 廣田伊志子 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの、令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。


② 計算関係書類及び財産目録の監査結果


計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書

令和4年10月28日

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 様

監事 佐藤 博 

監事 廣田伊志子 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの、令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

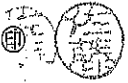

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

フロア禍の中、諸物価高騰の中施設全体での対応が見られるが
施設のみの対応では、~~無理~~ 不可能な状況もある。

監査報告書

令和5年3月6日

社会福祉法人東京愛隣会
理事長 高崎 道子 様

監事 佐藤 博 
監事 廣田 伊奈子 

私たち監事は、令和4年10月1日から令和5年1月31日までの、令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和4年度 鹿沼愛隣福祉センター 事業報告
 生活介護・就労継続B・就労定着・特定相談・共同生活援助・日中一時
 (令和4年4月～令和5年3月)

【法人理念】 自分を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい

【運営方針】 利用者主体・隣人愛の精神を土台として、共に支えあいながら
 その人らしく生き、暮らし、働くことのできる共生社会の実現に
 貢献します。

施設の概要

運営主体 社会福祉法人東京愛隣会
 施設名称 鹿沼愛隣福祉センター
 事業種別 ①生活介護事業 ②就労継続支援事業 (B型) ③就労定着支援事業
 ④指定特定相談支援事業 ⑤共同生活援助
 ⑥日中一時支援事業 (鹿沼市・宇都宮市委託)

敷地面積 本館 鹿沼市茂呂 2525-3 3,681㎡ (1,112坪)
 新館 鹿沼市茂呂 2514-39 3,679.05㎡ (1,111坪)
 GH用地 鹿沼市茂呂 2514-41 1,862㎡ (563坪)
 合計 9,222.5㎡ (2,786坪)

建物

構造	床面積㎡	年月日	利用状況
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	121.73	平成7年3月28日新築	3月31日リフォーム完了 令和5年度より生活介護 として利用再開予定
	194.60	8年2月29日増築 ※1	
	225.64	15年3月25日増築	
	222.33	17年3月31日減築	
	240.32	22年3月19日増改築	
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	26.49	26年11月28日新築	洗面所 利用なし
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	575.22	11年3月4日新築	就労継続B・就労定着・本部
		16年6月15日改築 ※2	就労継続B・就労定着・本部
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	133.81	17年3月30日新築 ※3	食堂 就労継続B
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	66.24	21年2月5日新築 ※4	休憩室 就労継続B
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建	214.98	29年7月20日新築	作業棟 就労継続B
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建	197.72	29年7月20日新築	マシン棟 就労継続B
ガルバリウム鋼材接板葺 (重量鉄骨)	735.00	31年1月31日新築	生活介護棟、継続B(厨房)

本館 ※1 鹿沼市つくし会寄付金により増築 (400万)
 所在地 322-0026 栃木県鹿沼市茂呂 2525 番地 3 ※2 ISBS 国際福祉協会寄付金 (170万)
 電話 0289-76-2225 FAX 0289-76-2226 ※3 清水基金より寄付金 (260万) 厨房設備購入
 新館 ※4 障害者自立支援基盤整備事業費補助金 (622万)
 新所在地 322-0026 栃木県鹿沼市茂呂 2514 番地 39
 電話 0289-77-5316 FAX 0289-77-5317

利用者の状況 5年 3月 31日

1 全体の状況 利用者総数 94名 (男性 54名・女性 40名)

(1) 年齢分布

年齢	18～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70 以上	合計
	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69		
男性	5	6	5	2	6	6	6	3	4	4	3	4	54
女性	1	9	8	3	5	5	6	0	1	1	1	0	40
合計	6	15	13	5	11	11	12	3	5	5	4	4	94

(2) 平均年齢

男性	54名	42.8歳
女性	40名	34.7歳
合計	94名	39.3歳

(3) 障害程度

(a) 療育手帳 (知的障害)

度数	A1	A2	B1	B2	合計
男性	5	14	19	4	42
女性	15	10	13	1	39
合計	20	24	32	5	81

(b) 身体障害者手帳所持者数

級数	1級	2級	3級	4級	5～6 級	合計
男性	4	3	4	1	3	15
女性	4	5	3	0	3	15
合計	8	8	7	1	6	30

※療育手帳と身障手帳の重複所持者 22名

(男性 8名、女性 14名)

※身体・精神の重複保持者 0名

(男性 0名、女性 0名)

(c) 精神手帳所持者数

度数	1級	2級	合計
男性		4	4
女性		1	1
合計		5	5

2 居住地域の分布

	生活介護	就労継続支援 (B 型)	計
鹿沼市	41	41	82
宇都宮市	4	5	9
日光市	0	1	1
壬生町	0	2	2
計	45	49	94

3 通所方法用

	生活介護	就労継続 (B)	計	その他
送迎車利用	36	37	73	車イス利用者 5名
家族送迎・送迎	5	2	7	
家族送迎	4	4	8	
バス・送迎	0	1	1	
電車・送迎	0	2	2	
自転車・オートバイ	0	3	3	
徒歩	0	0	0	
合計	45	49	94	

4 月別利用者数

	当月初日 在籍者数	入所者数	退所者数	当月末 在籍者数	
4月	95			95	
5月	95	1		96	継続B
6月	96		1	95	生活介護
7月	95			95	
8月	95			95	
9月	95		1	94	生活介護
10月				94	
11月				94	
12月				94	
1月				94	
2月	94		2	92	生活介護1 継続B1
3月	92	2		94	生活介護1 継続B1

【各事業共通事項】

1、行事

行事は年間を通して社会参加できるものを用意し、主に土曜日に行っています。利用者の自己選択、自己決定力を育むために自由参加にて実施しています。

就労継続B		生活介護	
5月28日	公園散策	4月 2日	レクリエーション
6月18日	公園散策	4月16日	誕生会
7月 2日	プラネタリウム	5月 7日	レクリエーション
9月17日	公園散策	5月21日	誕生会
10月29日	公園散策	6月 4日	レクリエーション
11月19日	映画鑑賞	6月18日	誕生会
12月17日	施設内忘年会	7月 2日	レクリエーション
1月 7日	初詣	7月16日	誕生会
1月28日	公園散策	8月 6日	レクリエーション
3月18日	自治会決算報告	8月27日	誕生会
		9月 3日	レクリエーション
		9月17日	誕生会
		10月 1日	レクリエーション
		10月29日	誕生会
		11月 5日	レクリエーション
		11月26日	誕生会
		12月 3日	誕生会
		12月17日	クリスマス会
		1月 7日	誕生会
		1月21日	レクリエーション
		2月18日	誕生会
		3月18日	誕生会

2. 協力医療機関 布川小児科医院 (毎月第2火曜日午後1時より健康管理・療養上の指導)
青木歯科医院

3. 健康管理

①健康診断 (年1回) : 6月8日 (水)

原則自己負担となっているが受診率向上のため、半額を施設負担としている。

今年度の年齢が	39歳以下	Aコース	5280円→2640円	} 半額負担
	35歳	Bコース	6930円→3465円	
	40歳以上	Bコース	6930円→3465円	

②歯科検診 (年1回) : 6月予定 コロナ感染症予防のため中止。

③インフルエンザ予防接種 (11月) 希望者は費用を自己負担とし、施設で送迎を行い布川小児科において実施

④毎日のバイタルチェック (体温、血圧、体重1回/月)

⑤朝の体操 (生活介護・就労継続B)

生活介護 (散歩・歩行訓練、腹筋、スクワット等)

4. 自治会活動 別紙 1

①自治会活動を通して、社会人としての他者との交流を学び自分で考え、自分の意見を発表できる力を培う。役員会開催 (随時)、総会年1回

自治会会員 : 生活介護・就労継続B

自治会費 : 500円/月

活動内容 : ①利用者・職員の慶弔等
②旅行・ボウリング等の行事企画
③自治会及び役員会開催

5. 相談援助

随時受付

6. 送迎支援 別紙 2

鹿沼方面 : 送迎車16台。宇都宮・壬生 : 送迎車2台

利用日における送迎利用者数 72人/日

7. 職員会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議		6/1	6/30	7/29	9/5	9/30	10/31	11/30		1/31	2/28	3/31

8. 各事業兼務職員勤務体制及び研修状況

(1) 職員体制

職種	氏名	常勤 / 非常勤	勤務時間	常勤換算
管理者	岩出 憲	常勤	08:00~17:00	1.0
事務員	渡辺 正子	非常勤	08:30~15:15	0.7
事務長	鱒淵 真希子	非常勤	09:00~16:00	0.7

令和5年 3月16日 手塚かおり職員継続Bに異動

(2) 研修

5月17日	社会福祉施設新任職員研修	鱒淵真希子
7月28日	安全運転管理者講習	鱒淵真希子

2月21日	事業所部会	岩出 憲
3月17日	鹿沼市地域自立支援協議会	岩出 憲

9. 防災訓練・点検

防火地震訓練 (年2回 9月、3月) 9月29日 (本館) 10月19日 (新館)
 消防設備点検 7月6日 (本館) 9月29日 (新館) 1月24日 (本館)
 3月30日 (新館)

10. 監事監査 5月27日 10月28日 3月6日

11. 苦情解決体制

目的

- 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する。
- 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。

	生活介護	就労継続支援事業B型	特定相談支援
苦情解決窓口	仁平 学	①濱 貴司 ②坪子正和 (土作業) ③福田ふさ子 (厨房) ④稲守雅輝 (室内)	稲尾富子
苦情解決責任者	岩出 憲		
第三者委員	佐藤 博 (社会福祉法人東京愛隣会 監事) 大貫 文子 (元個別支援学級教諭、知的障害者育成会鹿沼支部顧問)		

12. 虐待防止体制

委員会の目的

- 虐待防止委員会は「障害者虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら適正な支援が提供され、安定した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

組織	職名	
委員長	管理者	岩出 憲
副委員長	看護師	藤沼 寛・高山典子
	サービス管理責任者	仁平 学
	サービス管理責任者	稲守雅輝
保護者代表	福) 東京愛隣会評議員	高野宣子
生活介護事業	生活支援員	大貫陽介
就労継続支援事業B型	職業指導員	坪子正和・福田ふさ子・渋谷立也
特定相談支援事業	相談支援専門員	稲尾富子

13. 労働災害防止体制

目的 従業員の安全と健康の確保

- 労働安全衛生関係、法令の順守
 - 自主的な安全衛生活動
 - リスクアセスメントに基づく取り組み
- 衛生推進者

事業名	職名	氏名
生活介護	生活支援員	仁平 学 (め)、大貫陽介 (の)
就労継続支援B型	職業指導員	渋谷立也 (室内)、福田ふさ子 (調)、田島良一 (室外)

① 従業員の安全対策

- ・段差のある個所や室内の出入口には黄色でマーキングし、つまづき、衝突を防止している。
- ・スチームコンベンションのドアを開ける時、火傷することのないよう、大きく声を出し注意をうながしている。
- ・車椅子の利用者様には材料を取りやすいように配置し、後方に物を置かない。
- ・歩行が不安定な利用者様の席の周辺は広くあけておく。
- ・腰痛予防講習会に参加し、各事業所において腰痛予防に心がけ、利用者様と職員とでラジオ体操を行っている。

② 健康の確保

利用者様

健康診断半額負担、歯科検診無料
インフルエンザ予防接種送迎支援

職員

健康診断料を全額施設負担
インフルエンザ予防接種 (3,000 円補助有り)

【生活介護事業】 しおん

1. 利用の要件

常時介護の必要な者であって、障害程度区分3以上である者、又は、年齢が50才以上で障害程度区分が2以上である者。

2. 目的

食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の支援・訓練・創作活動及び生産活動の機会を提供する。利用期間の制限なし。

3. 支援方針

- (1) 利用者の人格や意思を尊重し、生きがいを持って通所できるよう創意工夫すること。
- (2) 自分を大切にし、他人を思いやる心を育むこと。
- (3) 自己表現力、コミュニケーション力を育むこと。
- (4) 身体能力及び日常生活能力の維持向上に努め、本人のできることを増やしていくこと。
- (5) 安心・安全・快適な居場所であること。
- (6) 働く喜び、働く機会を提供すること。
- (7) 各関係機関や他の社会資源との連携を図ること。

4. 開所年月日

平成22年 3月 1日

5. サービス提供時間

09:00～16:00

6. 利用定員及び契約者数

- (1) 利用定員：40名
- (2) 契約者数：45名
4年 5月31日 H.Cさん退所
8月31日 W.Kさん退所
5年 2月28日 F.Mさん退所
3月13日 T.Aさん入所
※公開の際にはイニシャル表記とします。

7. 活動内容

- (1) 健康管理：バイタルチェック（体温・血圧）、入浴時のみ（脈拍・体重）、服薬管理
- (2) 生活支援：食事、片付け、排泄、衣服の着脱、手洗い、歯磨き、清掃、コップ洗い等
- (3) 機能訓練：体操、歩行訓練、腹筋、スクワット、おはじき、ビーズ色分け、散歩、道具遊び等
- (4) 社会適応訓練：買物、外食、鹿沼市等の行事参加
- (5) 創作活動：折紙、ぬり絵、パズル等
- (6) レクリエーション：カラオケ、トランプ、テレビ、ビデオ、CD、音楽療法等
- (7) 学習：名前、電話番号、住所、漢字、ひらがな、足し算、引き算、掛け算、県名等
- (8) 生産活動：アルミ缶潰し及び販売、下請作業、自動販売機補充（「のぞみ」のみ）

8. 職員体制

職種	氏名	常勤 / 非常勤	勤務時間	常勤換算
----	----	----------	------	------

看護師	藤沼 寛	常勤	08:00~17:00	1.0
看護師・生活支援員	高山 典子	常勤	08:00~17:00	1.0
サービス管理責任者・生活支援員	仁平 学	常勤兼	08:00~17:00	1.0
生活支援員	黒川 啓子	非常勤	09:00~15:30	0.6
生活支援員	鈴木 祐子	非常勤	09:00~15:00	0.6
生活支援員	永田 博美	非常勤	09:00~15:30	0.6
生活支援員	横尾 映子	非常勤	09:00~15:30	0.6
生活支援員	大貫 陽介	常勤	08:00~15:30	0.8
生活支援員	福田 明美	非常勤	09:30~15:30	0.6
生活支援員	木村 寿子	非常勤	09:00~15:00	0.6
生活支援員	玉田 芽衣	常勤	08:00~17:00	1.0
生活支援員	政本 敦子	非常勤	08:30~15:30	0.6
生活支援員	和久 有希	常勤	08:00~17:00	1.0
運転手	高木 勉	非常勤		0.5
生活支援員	野中 真紀	非常勤	09:00~15:30	0.6
生活支援員	安西 純一郎	常勤	08:00~17:00	1.0
生活支援員	星野 哲也	非常勤	10:00~15:00	0.5

令和 4年 7月15日 小久保久子職員退職

令和 4年11月15日 稲尾和久職員退職

令和 5年 1月 4日 玉田芽衣職員非常勤から常勤に変更

令和 5年 2月20日 星野哲也職員採用

9. 研修

(1) 研修

9月 1日～	社会福祉施設指導監督職員研修	安西純一郎
9月 2日	社会福祉施設指導監督職員研修	大貫陽介
2月13日 2月20日	虐待防止研修	和久有希

(2) 内部研修

10. 実習・体験学習受入

6月 6日～ 6月17日	栃木特別支援学校3年男子実習
6月 6日～ 6月17日	今市特別支援学校3年女子実習
6月20日～ 7月 1日	のざわ特別支援学校3年男子実習
7月 4日～ 7月15日	のざわ特別支援学校3年女子実習
7月11日～ 7月15日	のざわ特別支援学校2年男子実習
9月26日～ 9月27日	今市特別支援学校2年男子実習
10月 3日～ 10月 7日	栃木特別支援学校2年女子実習

10月11日～ 10月14日	栃木特別支援学校2年女子実習
10月11日～ 10月21日	今市特別支援学校3年女子実習
11月7日～ 11月11日	のざわ特別支援学校3年女子実習
11月14日～ 11月18日	のざわ特別支援学校3年男子実習
1月23日～ 2月3日	今市特別支援学校3年女子実習

1.1. クラブ活動 (新型コロナ感染予防につき休止中)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
音楽療法												

1.2. 各種会議 (個別支援計画会議)

個別支援計画 モニタリング	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4/6	5/10 5/17 5/23	6/1 6/21 6/28	7/5 7/19 7/26	8/2 8/9 8/23	9/6 9/13 9/20	10/4 10/12 10/18 10/28	11/8 11/15				

1.3. 相談援助

1.4. 健康指導

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内科検診	5/19	5/10	6/14	7/12	8/9	9/13	10/11	11/15	12/27	1/10	2/21	3/14

利用者の状況

1 生活介護の状況 利用者総数 45名 (男性 20名・女性 25名)

(1) 年齢分布

年齢	18～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70 以上	合計
男性	2	1	2	1	3	4	4	2	0	0	1	0	20
女性	1	7	6	1	4	3	3	0	0	0	0	0	25
合計	3	8	8	2	7	7	7	2	0	0	1	0	45

1

(2) 平均年齢

男性	20	39.1歳
女性	25	31.8歳
合計	45	34.11歳

(3) 障害程度

(a) 療育手帳 (知的障害)

(b) 身体障害者手帳所持者数

度数	A1	A2	B1	B2	合計
男性	5	7	3		15
女性	15	8	1		24
合計	20	15	4		39

級数	1級	2級	3級	4級	5～6 級	合計
男性	2	2	2	1	0	7
女性	4	5	3	0	3	15
合計	6	7	5	1	3	22

※療育手帳と身障手帳の重複所持者 17名 (男性 3名、女性 14名)

(c) 精神手帳所持者数

度数	1級	2級	合計
男性	0	1	1
女性	0	0	0
合計	0	1	1

2 居住地域の分布

鹿沼市	41
宇都宮市	4
合計	45

3 通所方法

	生活介護
送迎車利用	36
家族送迎・送迎	5
家族送迎	4
合計	45

【就労継続支援事業（B型）】 ひかり

1. 利用の要件

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結び付かなかつた者や、一定年齢に達している者などであつて、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

2. 目的

自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、就労や生産活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上に必要な訓練やその他の便宜を適切かつ効果的に行う。利用期間の制限はなし。

3. 支援方針

- (1) 利用者の人格、意思を尊重すること。
- (2) 自分を大切にし、他人を思いやる心を育むこと。
- (3) 自己表現力、コミュニケーション力を育むこと。
- (4) 働くことの喜び、働く機会を提供する。
- (5) 就労に向けて知識・作業能力・体力・忍耐力・協調性の向上及び基本的な生活習慣・職場規律を身につけること。
- (6) 各関係機関との連携を図ること。

4. 開所年月日

平成22年 3月 1日

5. サービス提供時間

09:00～16:00

6. 利用定員及び契約者数

- (1) 利用定員：40名
- (2) 契約者数：49名
4年 5月 1日 T.Kさん再入所
5年 2月28日 I.Yさん退所
3月27日 F.Dさん入所
※公開の際にはイニシャル表記とします。

7. 支援内容

- (1) 障害者就業：生活支援センター、ハローワーク及び企業との連携
- (2) 作業指導：仕出弁当の製造及び販売、給食業務、園芸資材の袋詰め（南北松）、各種下請作業、清掃作業。
- (3) 生活指導：身だしなみ（入浴、整容、衣服の交換等）
- (4) 健康管理：体操支援、バイタルチェック（体温・血圧・体重1回/月）服薬管理
- (5) 体力作り：体操、散歩

8. 職員体制

職種	氏名	常勤 / 非常勤	勤務時間	常勤換算
サービス管理責任者	稲守 雅輝	常勤	08:00～17:00	1.0
職業指導員 主任	濱 貴司	常勤	08:00～17:00	1.0
職業指導員（栄養士・調理）	福田 ふさ子	常勤	07:00～16:00	1.0

職業指導員	坪子 正和	常勤	08:00~17:00	0.9
職業指導員(室内作業)	渋江 立也	常勤	08:00~17:00	1.0
職業指導員(目標工賃達成指導員・園芸)	田島 良一	常勤	08:00~17:00	1.0
職業指導員(弁当・配達・事務)	澤幡 洋子	非常勤	08:00~16:45	0.9
職業指導員(弁当・配達)	野口 美紀	非常勤	08:00~16:30	0.6
職業指導員(下請作業)	佐藤 美知子	非常勤	09:30~15:30	0.6
職業指導員(弁当・配達・買出し)	渋江 慶一	常勤	08:00~17:00	1.0
職業指導員(園芸資材)	橋本 隆	常勤	08:00~17:00	1.0
職業指導員(弁当・給食調理)	鈴木 陽子	非常勤	07:00~12:00	0.6
職業指導員(弁当・給食調理)	中田 良子	非常勤	09:00~15:00	0.6
職業指導員(弁当・給食調理)	鈴木 滋子	非常勤	07:00~12:00	0.6
職業指導員(目標工賃達成指導員)	小室 進	常勤	08:00~17:00	1.0
職業指導員(弁当・給食調理)	直井 智子	非常勤	10:00~15:00	0.5
職業指導員(弁当・配達)	枝村 寿美子	非常勤	09:00~12:00	0.3
職業指導員(園芸資材)	境 三依	常勤	08:00~17:00	1.0
職業指導員(栄養士・調理)	吉江 達矢	常勤	07:00~16:00	1.0
職業指導員(園芸資材)	手塚かおり	常勤	08:00~17:00	1.0

令和5年 3月 2日 吉江達矢職員採用

3月16日 手塚かおり職員事務より継続Bに異動

3月31日 廻谷恵子職員退職

9. 職員研修

(1) 研修

6月27日	就業支援研修	坪子正和・渋江立也
7月 4日	就業支援研修	渋江立也
7月 7日		
7月26日～ 7月27日	クレーン車操作研修	坪子正和
8月 2日～ 8月 3日	玉掛け研修	坪子正和
2月13日 2月20日	虐待防止研修	坪子正和
3月16日	就労支援部会	坪子正和

(2) 内部研修

10. 実習生・体験学習受入

4月25日～ 4月28日	実習
6月 6日～ 6月10日	のざわ特別支援学校3年男子実習
6月13日～ 6月24日	のざわ特別支援学校3年男子実習
6月21日～ 9月30日	23日間 高崎福祉医療カレッジ生実習
7月 4日～	日本福祉大生実習

8月 6日	
8月 2日～ 9月 8日	24日間 日本福祉大生実習
9月20日～ 10月21日	宇短大生実習
9月21日 9月27日	北中支援学級2年生体験学習
10月 3日～ 10月 7日	栃木特別支援学校2年男子実習
3月 7日～ 3月14日	社会人実習

1.1. 各種会議（個別支援計画・工賃会議）

18日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個別支援計画 モニタリング	4/1	5/13 5/25	6/3 6/10 6/17 6/24	7/8 7/22	8/4	9/8 9/28 9/29 9/30	10/5 10/6 10/12 10/13 10/21 10/26	11/4 11/9 11/10 11/11 11/17 11/24 11/30	12/1 12/2 12/8 12/9 12/15 12/27	1/11 1/12 1/16 1/19 1/26	2/1 2/2 2/8 2/9 2/16	3/1 3/2 3/9 3/10 3/15 3/16 3/22 3/23 3/30
	工賃会議		5/9 5/10				10/28					
	給食会議					9/22						

1.2. 給食

食事は生涯を通して生命維持、健康維持のためなくてはならないものであり、特に1人暮らしの利用者様にとっては、昼食だけでも栄養バランスのとれた食事を摂ることは健康維持の上で重要である。利用者様の意見を反映した献立を作成し、適正な栄養量の確保と衛生管理に努め、見た目も味も優れた給食を提供できるよう努める。デザートも手作りし、必要に応じてきざみ食の対応も行う。

給食会議年2回以上、：9月 3月

嗜好調査年1回実施：5月

給食販売数			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	1,618	1,728	1,111
5月	1,396	1,483	1,582
6月	1,660	1,767	1,868
7月	1,583	1,594	1,672
8月	1,455	1,540	1,663
9月	1,513	1,577	1,622
10月	1,678	1,625	1,548

11月	1,443	1,545	1,609
12月	1,507	1,589	1,325
1月	1,394	1,508	1,495
2月	1,330	1,443	1,546
3月	1,732	1,740	1,806
合計	18,309	19,139	18,847

13. 相談援助

利用者の状況

1 就労継続（B）の状況 利用者総数 49名（男性 34名・女性 15名）

(1) 年齢分布

年齢	18～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70 以上	合計
男性	3	5	3	1	3	2	2	1	4	4	2	4	34
女性	0	2	2	2	1	2	3	0	1	1	1	0	15
合計	3	7	5	3	4	4	5	1	5	5	3	4	49

(2) 平均年齢

男性	34	46.3歳
女性	15	41.8歳
合計	49	44.10歳

(3) 障害程度

(a) 療育手帳（知的障害）

度数	A1	A2	B1	B2	合計
男性		7	16	4	27
女性		2	12	1	15
合計		9	28	5	42

(b) 身体障害者手帳所持者数

級数	1級	2級	3級	4級	5～6 級	合計
男性	2	1	2	0	3	8
女性	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	2	0	3	8

※療育手帳と身障手帳の重複所持者 5名（男性 5名、女性 0名）

※身体・精神の重複保持者 0名（男性 0名、女性 0名）

(c) 精神手帳所持者数

度数	1級	2級	3級	合計
男性		3		3
女性		1		1
合計		4		4

2 居住地域の分布

	就労継続支援（B型）
鹿沼市	41
宇都宮市	5
日光市	1
壬生町	2
計	49

3 通所方法

	就労継続 (B)
送迎車利用	37
家族送迎・送迎	2
家族送迎	4
バス・送迎	1
電車・送迎	2
自転車・バイク	3
徒歩	0
合計	49

1.1. 日課表

めぐみ

09:00	～	09:40	トイレ・健康観察・バイタルチェック・服薬チェック・連絡帳の確認・怪我の確認・お茶
09:40	～	09:45	ラジオ体操
09:45	～	11:00	歌唱・散歩・テレビ及びビデオ鑑賞・機能訓練・アルミ缶回収(随時) 等
11:00	～	11:15	トイレ介助(随時)
11:15	～	13:00	昼食・服薬・口腔清掃支援・トイレ介助
13:00	～	14:30	歌唱・散歩・テレビ及びビデオ鑑賞等・機能訓練
14:30	～	15:00	お茶・トイレ介助・清掃
15:00	～	15:45	帰宅準備支援・怪我の確認・乗り込み
15:45	～		帰宅

のぞみ

09:00	～	09:15	バイタルチェック
09:15	～	09:40	朝の会・体操
09:40	～	10:20	生産活動・創作活動等・機能訓練
10:20	～	10:30	休憩
10:30	～	11:40	生産活動・創作活動等・機能訓練
11:40	～	13:00	昼食・歯磨き
13:00	～	14:00	生産活動・創作活動等・機能訓練
14:00	～	14:10	休憩
14:10	～	14:50	生産活動・創作活動等・機能訓練
14:50	～	15:15	掃除・片付け
15:15	～	15:45	帰りの会・帰宅準備支援
15:45	～		帰宅

就労継続支援

09:00	～	09:10	施設等着
09:10	～	09:15	朝の会
09:15	～	10:40	作業
10:40	～	10:55	お茶・休憩
10:55	～	12:10	作業
12:10	～	13:10	昼食・休憩
13:10	～	15:25	作業
15:25	～	15:40	片付け・掃除
15:40	～	15:45	帰りの会・体操・帰宅準備
15:45	～		帰宅

【特定相談支援事業】えすこーと

1. 利用の要件

計画相談支援の支給決定を受けた18歳以上の身体障害者・知的障害者・精神障害者でサービス利用契約を希望される者。

2. 目的

自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域において必要な保健・医療・福祉・就労支援等のサービスの適切な利用等を行うことができるよう、計画相談支援を提供することを目的とする。

3. 支援方針

- (1) 利用者又は家族の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行う。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮する。
- (3) 利用者又は家族の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。
- (4) 利用者又は家族に提供される保健・医療・福祉就労支援が、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないように、公平中立に行うこと。
- (5) 市町村・障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (6) 提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

4. 開所年月日

平成26年4月1日

5. サービス提供時間

09:00～17:00

6. 支援内容

- (1) 居宅訪問・面接：置かれている状況や利用者が希望する生活及び解決すべき課題の把握。
- (2) サービス等利用計画作成
- (3) サービス担当者会議
- (4) 継続サービス等利用支援：モニタリング・評価
- (5) 生活全般における相談

7. 職員体制

職名	氏名	常勤/非常勤	勤務時間	常勤換算
管理者	岩出 憲	常勤/兼務	8:00～17:00	0.1
相談支援専門員	稲尾 富子	常勤/専任	8:00～17:00	1.0
相談支援員	濱 貴司	常勤/兼務	8:00～17:00	
相談支援員	渋谷 立也	常勤/兼務	8:00～17:00	

令和4年8月30日 滝澤美保職員退職

8. 職員研修

4月8日	自立支援協議企画委員会	稲尾富子
4月14日	自立支援協議会相談支援部会	稲尾富子
5月6日	自立支援協議企画委員会	稲尾富子

5月12日	自立支援協議会相談支援部会	稲尾富子
5月18日	相談支援初任者研修	渋江立也
6月3日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子
6月9日	自立支援協議会相談支援部会	稲尾富子・滝澤美保
6月24日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子
7月7日	自立支援協議会相談支援部会	稲尾富子・滝澤美保
7月29日	自立支援協議会ケース検討会議	稲尾富子
8月5日	自立支援協議会企画委員会リモート	稲尾富子
8月18日	自立支援協議会相談支援部会	稲尾富子
8月26日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子
8月30日	自立支援協議会ニモ包括検討会議	稲尾富子
9月8日	自立支援協議会相談支援部会	稲尾富子
9月30日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子
10月13日	相談支援部会	稲尾富子
10月28日	相談支援部会企画委員会	稲尾富子
11月10日	自立支援協議会相談支援部会	
11月25日	自立支援協議会企画委員会	濱貴司・渋江立也
12月14日	自立支援協議会相談支援部会	渋江立也
12月22日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子・渋江立也
1月12日	自立支援協議会相談支援部会・企画委員会	稲尾富子・渋江立也
1月27日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子
2月9日	相談支援部会	稲尾富子・渋江立也
2月21日	虐待防止研修	稲尾富子・渋江立也
2月24日	相談支援企画委員会	稲尾富子
3月9日	相談支援部会	稲尾富子・渋江立也
3月31日	自立支援協議会企画委員会	稲尾富子

9. 計画書作成・モニタリング報告状況

	計画書						モニタリング					
	令和3年度			令和4年度			令和3年度			令和4年度		
	内部	外部	合計	内部	外部	合計	内部	外部	合計	内部	外部	合計
4月	11	1	12	9	2	11	15	3	18	17	2	19
5月	7	0	7	6	0	6	17	2	19	17	2	19
6月	5	1	6	3	1	4	20	3	23	23	2	25
7月	4	1	5	3	1	4	13	2	15	15	6	21
8月	5	1	6	7	2	9	15	3	18	17	3	20
9月	6	0	6	7	1	8	23	3	26	22	5	27
10月	3	1	4	4	1	5	12	3	15	13	2	15
11月	2	0	2	1	1	2	14	3	17	7	2	9
12月	3	0	3	0	1	1	18	3	21	17	2	19

1月	5	0	5	4	0	4	15	4	19	15	3	18
2月	10	0	10	3	1	4	18	2	20	16	4	20
3月	4	0	4	2	1	3	21	6	27	22	3	25
合計	65	5	70	49	12	61	201	37	238	201	36	237

【日中一時支援事業】 あゆみ

1. 利用の要件

鹿沼市に住所を有し、日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要とされる障害児（者）等。

宇都宮市内に住所を有する障害者自立支援法第4条第1項、又は第2項に規定する障害者等とする。

2. 目的

障害者等の日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

3. 支援方針

- (1) 利用者の人格や意思を尊重し生きがいを持って通所できるよう創意工夫すること。
- (2) 自分を大切にし、他人を思いやる心を育むこと。
- (3) 自己表現力、コミュニケーション力を育むこと。
- (4) 身体能力及び日常生活能力の維持向上に努め、本人のできることを増やしていくこと。
- (5) 安心・安全・快適な居場所であること。

4. 開所年月日

平成22年 9月22日

5. サービス提供時間

- ① 09:00～15:30
- ② 16:00～17:45

6. 利用定員及び契約者数

- (1) 利用定員：15名（20名まで利用可）
- (2) 契約者数：32名
- (3) 利用時間：月～金 16:00～17:30
土 9:00～15:30
- (4) 利用人数：月曜日～金曜日 14名～18名
土曜日 4名～7名

7. 活動内容

- (1) 日中、施設において障害児（者）等に活動の場を提供し、生活介護、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、教養、娯楽等の支援を行う。
- (2) 送迎サービス
- (3) おやつサービス

8. 職員体制（月～金）

職種	氏名	常勤／非常勤	勤務時間	常勤換算
生活支援員運転補助	小林 美子	非常勤	15:30～18:30	
生活支援員運転手	赤羽根 慎一	非常勤	15:00～18:45	
生活支援員	大貫 陽介	常勤兼	15:30～17:00	
生活支援員	枝村 陽子	非常勤	15:30～17:30	
生活支援員	黒川 啓子	非常勤	15:30～17:00	
生活支援員	政本 敦子	非常勤	15:30～17:00	
(土)				
生活支援員	黒川 啓子	非常勤	09:00～15:30	

令和4年度自治会報告

1、自治会費：500円/月

2、自治会名：就労継続「青空」 生活介護「しおんの会」

3、役員名：「青空」会 長： T.Y

副会長： O.M H.E

運営委員： S.S U.T M.S

監 事： U.Y

担当職員 波江立也

：「しおん」会 長： A.R

副会長： D.R

運営委員： I.K K.A 担当職員 仁平 学

4、慶弔規程：利用者3ヶ月以上 職員6ヶ月以上在籍した者

入院5,000円（15日以上）、退所・退職3,000円、結婚10,000円

出産祝い5,000円、死亡、香典10,000円・生花15,000円

退所	5/31 H.C 8/31 W.K 2/17 I.Y 2/17 F.M
退職	6/15 小久保職員、11/21 稲尾和久職員、2/17 廻谷職員
入院見舞	9/27 T.R
その他	11/16 稲尾和久職員香典・生花 令和5年成人者 (K.R A.Y I.T I.M K.S K.T)

5、青空自治会報告

(1) 行事報告「青空」

(2) 役員会議実施

- | | | | |
|-----|-----------|-----------------|--------------------------|
| 第1回 | 4/12 (火) | 職員 波江 (立)・役員 7名 | 緑の募金について |
| 第2回 | 9/27 (火) | 職員 波江 (立)・役員 7名 | T.Rさんお見舞いについて |
| 第3回 | 11/16 (水) | 職員 波江 (立)・役員 7名 | 稲尾職員逝去による香典他について |
| 第4回 | 12/6 (火) | 職員 波江 (立)・役員 7名 | 忘年会について
成人者のお祝いについて |
| 第5回 | 2/9 (木) | 職員 波江 (立)・役員 7名 | 廻谷職員の餞別について
新年度の役員打合せ |

6、「しおんの会」自治会報告

毎月の誕生会やレクリエーションにて下記のような行事を行いました。

- 4月 紙ずもう
- 5月 鯉のぼりつかまえ
- 6月 宝あてゲーム
- 7月 かき氷
- 8月 かき氷
- 9月 シューターボーリング
- 10月 ハロウィンおばけ退治
- 11月 パフェ作り
- 12月 クリスマスランチ
- 1月 焼いも
- 2月 誕生会
- 3月 誕生会